

年 月 日

（あて先）松 戸 市 長

事 業 者 \_\_\_\_\_ ㊟  
管 理 会 社 \_\_\_\_\_ ㊟  
責 任 者 \_\_\_\_\_ ㊟  
（連 絡 先） \_\_\_\_\_

## 雨水流出抑制施設維持管理規約

年 月 日付松戸市指令第 号の \_\_\_\_\_ をもって松戸市における宅地開発事業等に関する条例の許可を受けた建設工事（ \_\_\_\_\_ ）について、下記の通り雨水抑制の目的を図ることを約束し、ここに提出します。

### 記

1. 抑制施設名
2. 施設容量
3. 施設構造
4. 維持管理

## 施設の維持管理

松戸市における宅地開発事業等に関する条例に於ける設置施設について、下流域への雨水流出抑制することを目的とする。

1. 施工した抑制施設については、事業者が維持管理を行う。
2. 抑制施設については、事業者が定期的に適時巡回し危険のないようにする。
3. 事業者は、抑制施設の機能を有効保全するよう管理する。
4. 事業者は、抑制施設を点検し、定期的（年2回以上）に清掃を行う。また調整池においても必要に応じ除草、浚渫、清掃を行う。
5. 抑制施設は、常に容量確保に務め、オリフィスの保守点検を定期的に（年2回以上）行う。また機能が損なわれた場合は、事業者の負担で速やかに機能回復を行う。
6. 抑制施設に伴う苦情、損害、事故等については事業者が責任をもって対応する。
7. オイルトラップを設置する場合、適切な維持管理を行い、抑制施設に油が流入することがないようにする。